

小矢部市監査委員告示第3号

住民監査請求にかかる監査結果について

平成24年12月28日付けで提出のあった住民監査請求について、監査した結果を
地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月26日

小矢部市監査委員 鶴見喜秋
小矢部市監査委員 中西正史

第1 監査の請求

1 請求人 小矢部市〇〇 〇〇〇〇

2 請求書の提出 平成 24 年 12 月 28 日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書の内容は次のとおりである。

(1) 請求の要旨 (原文のまま)

一 監査請求の要旨

小矢部市長を含む当時の担当部署の教育長ら職員は、平成 23 年度に実施したクロスランド小矢部の理事会及び評議員会の承認を得ないで契約もせず実施した、「東日本大震災復興支援大相撲チャリティー」を、市の公金から不正に支出し、市に 2,880,763 円の損害を与えた。

市長及び担当部署の教育長ら職員に返還を求める。

二 違法または不当な行為

小矢部市長を含む当時の担当部署の教育長ら職員は、理事会及び評議員会の承認を得ずに事業を実施し莫大な赤字を出した（財団法人クロスランドおやべ寄附行為第 12 条違反）を知りながら市の公金から不正に支出し、市に 2,880,763 円の損害を与えた。

財団法人クロスランドおやべの理事会、評議員会、監査委員及び市議会は、不正に事業を実施し、公金を使用したことを知りながら使用を中止させることもなく、市長、議長も自ら行事に参加していた。これは市の最高責任者等であり、クロスランド小矢部の理事長でもある市長として無責任極まりない行為であり、市長は当然であるが、教育長等を含む関係責任者に停職、減給等の厳罰を求める。

(2) 事実を証する書面

平成 23 年度クロスランドおやべ管理運営費委託料の支出負担行為決議書、平成 23 年度（財）クロスランドおやべ自主事業補助金の額の確定通知書、平成 23 年度クロスランドミニ鉄道クラブ予算書（案）（事実を証する書面については、本件監査結果では添付を省略する。）

第2 請求の受理

住民監査請求書については、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の所定の要件を具備していると認められたため、平成 25 年 1 月 7 日付をもって、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張するように「東日本大震災復興支援大相撲チャリティー」に公金
が使用され、不正な行為により市に損害を与えた事実があるのかを監査対象事項
とした。

2 監査対象課

監査対象課を、教育委員会生涯学習文化課及びクロスランドおやべ指定管理者
である財団法人クロスランドおやべとし、関係書類の提出を求めた。

3 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 2 月 7 日に請求人の陳述の機会を
設け、請求人から文章により 2013 年 1 月 16 日付けで陳述に出席する旨の回答が
あったため陳述会場を設けていたが、当日の午前 9 時を過ぎても出席がなかった
ため、電話により確認したところ陳述は行わない旨の回答がなされた。このこと
は不誠実な行為であり遺憾である。

4 監査対象課への監査

法第 242 条第 4 項の規定に基づき、平成 25 年 2 月 7 日に監査対象課である生
涯学習文化課及び財団法人クロスランドおやべを対象として監査を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係等の確認

監査対象事項について関係書類等の調査を実施した結果、次のように事実を確
認した。

(1) 平成 23 年度における小矢部市が支払った財団法人クロスランドおやべへの指 定管理料、補助金について

平成 23 年 4 月 1 日付けて締結した「平成 23 年度クロスランドおやべの管理に
関する年度別協定書」に基づく取扱いは、管理業務の対価として適正に処理され
ていた。

また、平成 23 年 4 月 1 日付け(財)クお第 3 号で申請のあった平成 23 年度(財)
クロスランドおやべ自主事業補助金交付申請書に基づき 20,000,000 円の交付が
あり適正に処理されていた。

(2) 東日本大震災復興支援大相撲チャリティーについて

請求人が指摘している東日本大震災復興支援大相撲チャリティーについての事

実確認を行った。この東日本大震災復興支援大相撲チャリティーについて財団法人クロスランドおやべの決算資料を確認したが、関係する支出はなかった。関係職員に事情を聴取したところ、クロスランドおやべミニ鉄道の運行業務を受託している「クロスランドミニ鉄道クラブ」が主催していたとのことであったので、事実確認のため「クロスランドミニ鉄道クラブ」の決算資料を取り寄せ確認したところ、次のとおりであった。

平成23年4月16日に「東日本大震災チャリティー子ども大相撲大会」がクロスランドミニ鉄道クラブ主催で開催されており、収入としてちゃんこ鍋の売上金等で358,450円の収入があり、支出としてちゃんこ鍋の材料代や力士への謝礼等で2,851,515円の支出があった。収支の差額2,493,065円についてはクロスランドミニ鉄道クラブから補てんされていた。

(3) 平成23年度クロスランドミニ鉄道クラブの収支決算について

平成23年度の収支決算について確認したところ、収入においてクロスランド補助金として4,800,000円、売上増超金補助金として101,830円があった。支出においては、イベント費として2,882,763円の支出があり、この2,882,763円について請求人が市に損害を与えたと主張しているものと思われる。

財団法人クロスランドおやべの決算を確認したが、クロスランドミニ鉄道クラブへの補助金支出は確認できなかったため、関係職員に事情を聴取したところ、「クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託契約」に基づく支出として4,901,830円を支払っていることが確認できた。

(4) クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託について

平成23年4月1日付けで締結されている「クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託契約書」は次のとおりであった。

クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託契約書

財団法人クロスランドおやべ（以下「甲」という。）とクロスランドミニ鉄道クラブ（以下「乙」という。）とは、クロスランドおやべミニ鉄道（以下「ミニ鉄道」という。）の運行業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、ミニ鉄道の通常運行及びゴールデンウィーク等の臨時運行（ミニSLフェスタINおやべ等の運行を除く。）に係る業務とする。

2 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

(委託期間)

第2条 委託業務の委託期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(運行日等)

第3条 ミニ鉄道の通常運行日、臨時運行及び時間は、別紙年間予定表のとおりとする。

ただし、甲乙協議のうえ実施日及び時間を変更することができる。

(委託料)

第4条 委託料の額は、4,800,000円（消費税を含む。）とする。

2 乙は、次に掲げる区分に従い、委託料を甲に請求するものとする。

(省略)

3 甲は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に、乙に対して委託料を支払うものとする。

4 ミニ鉄道の委託期間における利用料金収入が3,000,000円を超えた場合は、第1項の規定にかかわらず、その超過した額を4,800,000円に加算し、その加算後の額を委託料の額とする。

5 前項の場合は、甲が委託期間における利用料金収入の確定額を乙に通知するものとし、乙は加算した額に相当する委託料を甲に請求するものとする。

(第5条以下は記載を省略する。)

2 請求の整理

本件請求において、請求人は「東日本大震災復興支援大相撲チャリティー」を、市の公金から不正に支出し、市に2,880,763円の損害を与えたため、市長及び担当部署の教育長ら職員に返還措置を求めている。

3 判断

本請求について、前記事実関係等の確認、監査対象課の説明及び関係資料調査の結果に基づき、次のように判断する。

請求人の主張は、市から財団法人クロスランドおやべへ支出されている指定管理料及び補助金（公金）が不正に使われ、市に損害を与えたとしているが、そもそも

「東日本大震災復興支援大相撲チャリティー」は「財団法人クロスランドおやべ」が主催したものではなく、「クロスランドミニ鉄道クラブ」が主催し、同クラブの会計からその費用が支出されていた。このクロスランドミニ鉄道クラブの会計処理としては財団法人クロスランドおやべからの補助金として決算処理されていたが、実際には「クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託契約書」に基づく、受託収入である。

この「クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託契約書」においての委託業務は第1条第1項においてミニ鉄道の通常運行及び臨時運行であり、同条第2項で委託業務の内容は、仕様書のとおりとすると規定されている。

仕様書を抜粋すると、4-3にはクロスランドミニ鉄道の運行日が規定されており、通常運行日は4月3日から11月6日までの毎週日曜日（8月7日は休止）、臨時運行日は4月16日、5月3日から5日まで、8月6日、8月21日とされていた。（雨天の場合は中止とする。）日数を計算すると通常運行日が30日あり、臨時運行日が6日で合計36日の運行が規定されていたが、利用料金収入や運行記録等を確認したところ実際は合計37日間の運行があった。

仕様書には修繕と保守管理についても規定があり、「クロスランドミニ鉄道運行用の蒸気機関車2台、電気機関車2台については、修繕が必要と思われるとき、又は破損、破損箇所を発見したときは、直ちに連絡し、委託契約の金額内で修繕を行うものとする。クロスランドミニ鉄道運行用路線及び付属品については、運行に支障が出ないように保守管理を行い、修繕が必要と思われるとき、又は破損、破損箇所を発見したときは、ただちに連絡し、委託契約の金額内で修繕を行うものとする。」とされている。

これらの内容から判断すると、委託契約で定められた運行日については契約で定められていた以上に運行されており、修繕及び保守管理については平成23年度においても支障なく運行されており、平成24年度にも引き続き支障なく運行されていることを鑑みれば良好に修繕がされ、保守管理もされていたと考えるべきである。よって「クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託」は委託内容を十分に満たしており、財団法人クロスランドおやべがその委託契約で損害を受けたとは考えられず、そのことから市から支出されている財団法人クロスランドおやべへの公金についても損害はなかったと結論づける。

5 結論

以上のことから、本件の住民監査請求における請求人の主張には、理由がないものと判断する。

6 補足

本件で請求人が主張している「東日本大震災復興支援大相撲チャリティー」は「クロスランドミニ鉄道クラブ」が独自に行っているもので、その財源の一部として「財

団法人クロスランドおやべ」からの受託収入が充てられていたものである。「財団法人クロスランドおやべ」から補助金を受けて実施されたものであれば、その用途について監査が必要であろうが、「クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託契約書」に基づく運行委託業務である以上、業務が良好に履行されたかどうかを監査した。また理事会及び評議員会では、クロスランドおやべミニ鉄道運行費用について審議されており、理事会及び評議員会の承認がなく違法や不正な行為であるという事実はない。

また「クロスランドミニ鉄道クラブ」内の会計決算については、任意団体の中のことであり、予算・決算は総会で会員により審議され、また監事からの監査報告もあり了承されていることから問題はないと考える。なお、監査委員が監査できる団体ではないが、受託収入を補助金として科目計上してある点については改善されるべきであろう。

なお、今回の監査において、「クロスランドおやべミニ鉄道運行業務委託契約書」で蒸気機関車、電気機関車及びクロスランドミニ鉄道運行用路線の修繕費用等が委託料に含まれており、その決算に対しての精算規定がないことがわかった。修繕等の費用を予め規定しておき、決算により精算を行うことを規定しておくことによりクラブへの負担軽減が図られることや、良好な維持修繕が行われることも期待できると考えられるため、今後の課題として「クロスランドミニ鉄道クラブ」とその委託内容について協議されることが望ましいと考える。